

指定特定施設入居者生活介護事業及び 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業 ケアハウスしおさい運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和仁福祉会が設置するケアハウスしおさい（以下「特定施設」という。）が行う指定特定施設入居者生活介護事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、特定施設の管理者や従業員が要介護状態等にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当施設は特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう目指すものとする。

2 安定かつ継続的な事業経営に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウスしおさい
- (2) 所在地 石巻市流留字沖30番地3

第2章 特定施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 特定施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤・兼務）
管理者として、職員の管理、業務の実施状況の把握等その他管理運営全般を統括し、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 生活相談員 1名以上（常勤・専従）
入居者の生活相談、介護計画、研修計画立案、各種連絡調整等を行う。

- (3) 看護職員 1 名以上（常勤・兼務 1 名、非常勤・専従 5 名）
入居者の保健衛生及び健康管理、療養、診療の補助等の看護業務を行う。
 - (4) 介護職員 4 名以上（常勤・専従 6 名、常勤・兼務 1 名）
入居者の身体的、精神的介護、清潔の保持、機能訓練、レクリエーション等日常生活全般にわたる介護業務を行う。
 - (5) 計画作成担当者（介護支援専門員） 1 名以上（介護職員と常勤・兼務）
特定施設サービス計画の作成を行う。
 - (6) 機能訓練指導員 1 名以上（看護職員と常勤・兼務）
入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練指導を行う。
- 2 看護職員又は介護職員は、特定施設サービス利用契約を締結した要介護者等の入居者に対するサービスの提供に従事する。
- ただし、要介護者等のサービス利用に支障がない場合は、要介護者等以外の当該特定施設の入居者に対するサービス提供を行うことができるものとする。

第 3 章 入居定員及び居室数

(入居定員)

第 5 条 特定施設の入居定員は、14 人とし、居室数は 14 室とする。

第 4 章 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第 6 条 特定施設は、サービス提供の開始に際して、入居申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法、その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を締結するものとする。

- 2 特定施設サービスの利用契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならないものとする。

(要介護認定等の申請に関する援助)

第 7 条 サービスの利用開始に際し、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行

われていない場合は、速やかに申請が行えるよう援助するものとする。

- 2 特定施設は、要介護認定等の更新の申請が、入居者が受けている要介護認定等の有効期限が終了する日の30日前までに行われるよう援助するものとする。

(特定施設サービス計画の作成)

第8条 施設長は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 特定施設サービス計画を作成する計画作成担当者は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画作成担当者は、入居者又はその家族の希望、把握した課題に基づき、他の職員と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での、留意すべき事項を記載した特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の原案について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得るものとする。
- 5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、特定施設サービス計画の実施状況を把握するとともに、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

(介護)

第9条 介護は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 特定施設は、自ら入浴が困難な入居者について、一週間に2回以上、適切な方法により入浴させ、又は清拭するものとする。
- 3 特定施設は、心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 特定施設は、前3項に定めるほか、入居者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うものとする。

(相談及び援助)

第10条 特定施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、入居者の社会生活に必要な支援を行うものとする。

(機能訓練)

第 11 条 特定施設は、入居者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 12 条 特定施設は、常に入居者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置を講ずるものとする。

(利用料の受領)

第 13 条 特定施設は、法定代理受領サービスに該当する特定施設サービスを提供した際には、その入居者から利用料の一部として、当該特定施設サービスに係る居宅サービス費用基準額から当該特定施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 特定施設は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設サービスを提供した際にその入居者から支払を受ける利用料の額と、特定施設サービスに係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 特定施設は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入居者から受けることができるものとする。

(1) 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、特定施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 特定施設は、法定代理受領サービスに該当しない特定施設サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した特定施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(日課の励行等)

第15条 入居者は、特定施設において定められた日課を励行し、職員の指示に従うとともに共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出及び外泊)

第16条 入居者が外出又は外泊するときは、あらかじめ所定の手続きにより届出るものとする。

(健康保持)

第17条 入居者は健康に留意し、毎年、健康診断を受診するよう努めるものとする。

(衛生保持)

第18条 入居者は、特定施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力するものとする。

(遵守事項等)

第19条 入居者は、特定施設内において次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1) 政治及び宗教活動を行うこと
- (2) 他人に対して、故意に精神的肉体的苦痛を与えること
- (3) 秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に施設又は物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと

2 入居者が、前項各号のいずれかに該当する場合には、施設長は退居を求めることができるものとする。

第6章 緊急時等における対応方法

(緊急時等の対応)

第20条 職員は、サービス提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合などは、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第21条 特定施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定める。

2 施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は昼間又は夜間想定訓練）を行うものとする。

(1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の恐れのある個所の定期点検。

(2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防との連携及び避難、救出等の実施。

(業務継続計画)

第22条 特定施設は、感染症や非常災害の発生において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。業務継続計画については、職員に対し周知し、研修及び訓練を定期的に実施し、必要に応じて見直し変更するものとする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(サービスの提供等)

第23条 正当な理由なく入居者に対して特定施設サービスの提供を拒んではないものとする。

2 入居者が当特定施設以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならないものとする。

3 入院治療を要する者であること等、入居者に対し必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずるものとする。

(受給資格等の確認)

第24条 サービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供するよう努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第 25 条 特定施設は、サービスの開始に際しては当該開始の年月日及び特定施設の名称を、サービスの終了に際しては当該終了の年月日を入居者の被保険者証に記載するものとする。

(入居者に関する市町村への通知)

第 26 条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付して、その旨を市町村へ通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進したと認められるとき
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

(勤務体制の確保等)

第 27 条 入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

2 職員の資質向上のための研修の機会を確保するものとする。

(衛生管理等)

第 28 条 特定施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 特定施設は、当該施設において感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 特定施設における感染症及び食中毒まん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 特定施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。
- (3) 特定施設において職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会)

第 29 条 特定施設は、当該施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るために、当該施設における入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催するものとする。

(協力医療機関等)

第 30 条 特定施設は、入居者の病状の急変時に備えるため、あらかじめ次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておくものとする。

- (1) 入居者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - (2) 特定施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - (3) 入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診察を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 特定施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を当該指定居宅サービスに係る指定を行った都道府県知事に届け出るものとする。
- 3 特定施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(掲示)

第 31 条 特定施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資する重要事項を掲示する。

- 2 特定施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載する。

(個人情報保護)

第 32 条 職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報情報を漏らしてはならない。

- 2 特定施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た入居者又はその家族の個人情報情報を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

- 3 サービス担当者会議において、入居者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ契約に基づき文書により同意を得るものとする。

(身体的拘束等)

第 33 条 特定施設は、指定サービスの提供にあたっては、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。

- 2 特定施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
- 3 特定施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 34 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、入居者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。

(苦情処理)

第 35 条 入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付相談窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。
- 3 サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

- 4 その他苦情を処理するため講じる措置は、社会福祉法人和仁福祉会が別に定める「苦情解決要領」に基づき対処するものとする。

(地域との連携等)

第 36 条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないものとする。

(事故発生時の対応)

第 37 条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該家族、当該入居者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとする。

- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないものとする。ただし、以下の各号に該当する場合には損害賠償責任を負わないものとする。

- (1) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 入居者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 入居者の急激な体調の変化等、施設の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 入居者が、施設若しくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(死亡時の取扱い)

第 38 条 特定施設は、入居者が死亡したときは直ちに家族等葬儀を行う者に連絡するものとする。

(会計区分)

第 39 条 サービスの事業の会計を、その他の会計と区分するものとする。

(記録の整備)

第 40 条 入居者に対するサービスの提供の諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 41 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他)

第 42 条 この規程に定める事項のほか、特定施設入居者生活介護事業の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。